

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本事業にかかる契約の締結は、令和3年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和3年1月25日

世田谷区

1. 契約予定件名

多言語遠隔通訳サービス業務委託

2. 履行期間

契約日～令和4年3月31日（木）

※令和4年度及び令和5年度についても、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約する予定である。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

※契約日は、アプリケーションをインストールする媒体（タブレット端末）が配置された日以降とする。

3. 履行場所

世田谷区各総合支所5ヶ所、及び梅丘分庁舎

4. 業務内容

「多言語遠隔通訳サービス業務委託仕様書」のとおり

5. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 多言語でのコールセンター業務及び通訳業務の実績を5年以上有し、また平成31年度以降に自治体、官公庁及び自治体又は官公庁が設立した機関を相手方とした、本件と同様の契約実績があること。

6. 説明書・参加表明書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和3年1月25日(月)～2月8日(月)
- (2) 配布場所 生活文化政策部国際課(〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階)または世田谷区ホームページからダウンロード

7. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和3年2月8日(月)正午必着
- (2) 提出方法 持参または郵送(土日、祝日の受付不可)
- (3) 提出先・問合せ先 14 担当所管課あて

8. 企画提案書の提出者(以下「提案者」)を選定する基準

本件では提案者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。資格を満たしている提案者が4社以上の場合は、2月12日(金)までに、企画提案書提出にかかる招請通知をメールで送付する。資格を満たしている提案者が3社以下の場合は、2月12日(金)までに、企画提案書提出及びプレゼンテーションにかかる招請通知をメールで送付する。

9. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
 - ①直近の年度の財務諸表の写し 令和3年3月1日(月)午後5時必着
 - ②企画提案書
 - ③見積書 } 令和3年3月8日(月)午後5時必着
- (2) 提出方法
 - ①持参または郵送(土日、祝日の受付不可)またはメール
 - ②～③持参または郵送(土日、祝日の受付不可)
- (3) 提出先・問合せ先 14 担当所管課あて

10. 事前審査(参加表明書の提出者が4社以上の場合のみ)

参加表明書の提出者が4社以上の場合、以下のとおり提案書の内容による事前審査を行い、次のプレゼンテーション審査に進む3社を決定する。なお、参加表明書の提出者が3社以下の場合は、この事前審査は行わない。

- (1) 日時
令和3年3月9日(火)～10日(水)(予定)
- (2) 選考方法
区が設置する「多言語遠隔通訳サービス業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という)において選考を行う。
- (3) 事前審査の評価
 - ①上位3社の選定は、「多言語遠隔通訳サービス業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という)において行う。
 - ②事前審査の評価は、別紙「提案書を特定するための評価基準」(以下、「評価基準」という)を基に、選定委員会が採点を行う。

- ③上記②の結果、得点の上位3社を選出し、3月11日（木）までに次のプレゼンテーションにかかる招請通知を送付する。
- ④合計得点が同点の場合は、評価基準の「見積金額」の点数が高い提案者上位3社を選定する。
- ⑤上記④でも同点の場合は、委員の協議により上位3社を選定する。

1.1. プレゼンテーション審査

(1) 日時

令和3年3月18日（木）（予定）

(2) 会場

世田谷区役所梅丘分庁舎2階 C会議室（世田谷区松原6-3-5）

(3) 選考方法

選定委員会において選考を行う。

(4) プレゼンテーションの評価

①プレゼンテーションの評価は「評価基準」を基に、選定委員会が採点を行う。

②「評価基準」の評価項目について、提案書及びプレゼンテーションの審査により総合的に評価した結果、合計得点が最も高い提案者を第1位とし、特命随意契約に向けて交渉を行う。ただし、提出された財務諸表により、財務の安定性が著しく低い提案者であると判断した場合、もしくは、「評価基準」の評価項目中、1項目でも全ての選定委員から著しく低い評価を受けた場合は、「失格」とし、次点の提案者を第1位とする。また、第1位の合計得点が満点の60%に満たなかった場合、どの提案者とも交渉を行わないことがある。

本業務の履行開始予定日までに、第1位の提案者との交渉が整わなかった場合は、次点の提案者との特命随意契約に向け、改めて交渉を行う。

③合計得点が同点の場合は、評価基準の「見積金額の妥当性」の点数が高い提案者を第1位として選定する。

④上記③でも同点の場合は、委員の協議により最終順位を決定する。

1.2. 審査結果の通知期日及び方法

令和3年3月25日（木）までに、提案者全てへ郵送にて通知する。

1.3. その他

- (1) 審査委員、本区職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁ずる。接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。
- (2) 応募一提案者につき、提案は一案とする。複数の提案はできない。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできない。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (5) 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 提案書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (7) 応募に関して必要となる費用は特に定めのない限り提案者の負担とする。

- (8) 選定の透明性を確保するため、提案者の団体名、選定結果及び選定理由を公表することがある。よって、提案者はその旨を承諾した上で応募したものとみなす。
- (9) 本業務は、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (10) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (11) 提案者への参加報酬は支払わない。
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 契約書の作成 要
- (14) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定 無

1.4. 担当所管課

世田谷区生活文化政策部国際課

住所：〒156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5

梅丘分庁舎3階

電話：03-6304-3439 (直通)

FAX：03-6304-3710